

3. 申請について

Q3-1 申請の方法は

A Eメール、または郵送で受け取ります。(1法人につき1回限り)

Eメールアドレス：genyu@city.maebashi.gunma.jp

郵送先：〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所12階
産業政策課内 前橋市原油価格・物価高騰緊急支援金センター

Q3-2 必要書類は何か

A 以下のものをEメールまたは郵送してください

- ・申請書兼誓約書様式
- ・振込先口座情報申出書（通帳の1ページ目見開きのコピーを貼付）
- ・履歴事項全部証明書（個人事業主は運転免許証等）の写し
- ・直近の決算書（個人事業主は確定申告書）の写し
- ・主たる事業の業種を証明する書類
- ・売上高または粗利益を証明する書類

Q3-3 申請書兼誓約書はどんなものか

A 以下を記載のうえ、必要事項を誓約いただきます。

- ・申請者の名称、住所、電話番号、メールなどの基本情報
- ・事業開始年月日、従業員数
- ・主たる事業
- ・売上高または粗利益の比較（10%以上減少）
- ・市税の滞納がないこと、暴力団及びその関係者ではないこと等の誓約
- ・申請担当者の氏名・連絡先電話番号・メール

Q3-4 履歴事項全部証明書の写しを提出させるのは何故か

A 事業者が市内に実在することを確認するためです。個人事業主の方は、運転免許証のコピーなど、住所と氏名が確認できるものを提出してください。

Q3-5 履歴事項全部証明書は、取得から何か月以内まで有効か

A 現行の情報が記載されているものであれば、取得日にかかわらず有効とします。

Q3-6 履歴事項全部証明書は、どこで取得できるのか

A 法務局で取得できます。オンラインで交付請求をすることもできます。

→詳しくは前橋地方法務局のホームページをご確認ください。

Q3-7 履歴事項全部証明書は、コピーでよいのか

A コピーで問題ありません。ただし、原本が提出された場合でも返却は致しかねます。

Q3-8 現在事項全部証明書でもよいのか

A 問題ありません。取得日等の取扱いは履歴事項全部証明書と同様です。

Q3-9 直近の決算書（個人事業主は確定申告書）を提出させるのは何故か

A 1年以上継続して業を営み、その業による収益を得ているものであるかを確認するためです。

Q3-10 直近の決算書（個人事業主は確定申告書）が1年間に満たない場合はどうすればよいか

A 提出された決算書（個人事業主は確定申告書）の始期が令和3年4月1日以降であれば問題ありません。

例えば令和3年4月1日から事業を開始している方が、同年9月末で法人として1期目の決算をした場合（6か月分）や、同じく12月末までで個人事業主として最初の確定申告をした場合（9か月分）などが考えられます。

Q3-11 直近の決算書は、どの部分を提出すればよいか

A 表紙・貸借対照表・損益計算書・一般管理費明細書・株主資本等変動計算書・個別注記表です。製造業や建設業であって、法人として作成している場合は製造原価報告書や完成工事原価報告書、運送原価報告書もあわせて提出してください。

Q3-12 直近の確定申告書は、どの部分を提出すればよいか

A 受付印のある申告書第一表、第二表、に加え収支内訳書（1・2面）又は所得税青色申告決算書（1～4面）を提出してください。受付印がない場合、「メール詳細」など、提出済みの申告書であることが分かる書類もあわせて提出してください。

Q3-13 令和3年の確定申告をしているので、事業主として支援金申請できるか

A 確定申告をしていても、事業収入を得ていない場合は対象外です。

Q3-14 「主たる事業の業種を証明する書類」は具体的に何か

A 例として下表に記載の書類（写し）を想定しています。会社案内等でも可能です。契約書や見積書の場合は、相手方の個人情報に留意してください。

建設業	許認可 請負契約書 自社作成の見積書など
製造業	許認可 製造（加工）委託契約書 自社作成の見積書など
運輸業・郵便業	許認可 請負契約書 自社作成の見積書など
卸売業・小売業	チラシ 商品売買契約書 ホームページの印刷など
洗濯・理容・美容・浴場業	許認可

	チラシ ホームページの印刷など
廃棄物処理業	許認可 自社作成の見積書など
自動車教習所	チラシ ホームページの印刷など

Q3-15 「主たる事業の業種を証明する書類」として、履歴事項全部証明書の目的欄や、確定申告書の業種欄に記載があれば足りるか

A 履歴事項全部証明書や確定申告書のほかに、上記のような書類の提出が必要です。

Q3-16 粗利益とは何か

A 売上総利益のこと。売上高から、売上原価を差し引いたものです。工事原価・製造原価・運送原価に含まれるもの以外は、売上原価に人件費は含みません。

建設業	売上-工事原価
製造業	売上-製造原価
運輸業・郵便業	売上-運送原価
卸売業・小売業	売上-仕入れ
洗濯・理容・美容・浴場業	売上-仕入れ
廃棄物処理業	売上-売上原価
自動車教習所	売上-売上原価

Q3-17 「売上高または粗利益を証明する書類」は具体的に何か

A 法人事業概況説明書または青色決算申告書で、該当月の記載があるものの写しを提出してください。法人事業概況説明書については、法人名と期間が記載されているページも一緒に提出してください。

Q3-18 全問の該当月とはいつか

A 申請書兼誓約書の支給要件確認欄の(3)の①と②で記載した月です。
 ・①は令和3(2021)年6月から令和4(2022)年5月までのあいだ。
 ・②は平成31(2019)年1月以降の同月
 ・ただし、 $(②-①) \div ② \times 100 = 10$ (%) 以上であること

Q3-19 直近決算期以降の月の売上高(粗利益)の証明はどのようにするのか

A 既存の月別試算表や、任意の試算表で代用可能です。任意の試算表には「〇年〇月の売り上げについて、記載事項に相違ありません。」としたうえで、法人名または屋号、代表者氏名の記載と押印が必要です。

Q3-20 法人事業概況説明書や青色決算申告書がない場合どうしたらよいか

A 前問と同様です。

Q3-21 任意の試算表の書式はあるか

A ホームページで、参考書式を提供します。

Q3-22 返還規定はあるか

A 虚偽の申請であることが判明した場合は、返還を求めます。